

第13章 工事計画

第1節 工事条件.....	13- 1
---------------	-------

第1節 工事条件

1 工事範囲

白石破碎工場建設工事の工事範囲は、以下の通りとします。なお、それぞれには、建築物、プラント設備、建築電気設備、建築機械設備一式を含みます。

- (1) 多目的広場の撤去及び整地
- (2) 工場棟の整備
- (3) 計量棟の整備
- (4) 駐車場の整備
- (5) 構内道路の整備
- (6) 門、囲障の整備
- (7) 構内照明の設置
- (8) 構内雨水排水設備の設置
- (9) 共同溝内及び白石清掃工場内の配管・配線（電気）の敷設
- (10) 植栽、芝張整備
- (11) 測量（必要に応じて実施）
- (12) 地質調査（必要に応じて実施）
- (13) その他関連するもの

2 工事に係る環境保全対策

- (1) 必要に応じた散水や工事関係車両の洗浄、搬出入道路の清掃などを行うことで粉じん飛散防止対策を行います。
- (2) 降雨に伴う濁水は、敷地内に現存する調整池を経由して北白石川に放流します。
- (3) 工事に使用する重機などの機械は、低騒音、低振動型のものを使用し、搬送車や工事についても集中を避けるなど、騒音や振動の低減に努めます。
- (4) 工事車両の走行ルートについては生活環境影響調査の結果を踏まえて必要に応じて再設定、調整します。また、必要に応じて交通指導員を配置するなど、事故や交通渋滞の防止を図ります。
- (5) 資機材運搬車両などが一般車両とすれ違う際は、走行速度に留意し、必要に応じて徐行及び一時停止するなど、事故の発生防止に努めます。

3 工事に係る安全対策

- (1) 工事の受注者に対し、工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火などを含む現場安全管理に万全の対策を講じます。
- (2) 工事車両の出入りについては、周囲の一般道の利用者の迷惑とならないよう配慮するもの

とし、場内から泥などを持ち出す恐れのある時は、洗車場を設置して場内で泥を落とすなど、周辺の汚損防止対策を講じます。

4 測量及び地質調査

- (1) 測量及び地質に関する資料は、本市が提示するもののほか、工事の受注者が必要と判断する場合は、必要な調査を行うことを妨げないものとします。

5 掘削工事

- (1) 地下掘削に伴う仮設工事においては「国土交通省大臣官房技術調査室監修土木工事安全施工技術指針（第8章 基礎工事）」に従い、調査を実施することとします。
- (2) 掘削工事着工に先立ち、地下水の圧力などの検討（透水試験及び観測井の調査など）を十分に行い、工事の進捗に支障を来さないよう考慮します。
- (3) 掘削に伴う残土の搬出先は市が指定する場所に搬出することとします。